

過疎地域・過疎対策の概況



平成 28 年 3 月 14 日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室

主な内容

- 過疎地域自立促進方針・計画の策定状況について
- 平成27年国勢調査人口速報集計結果について
- まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)(平成27年12月24日閣議決定)について
- 平成28年度過疎対策室予算(案)等について

過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進計画について

1. 過疎地域自立促進方針（過疎法 § 5）

都道府県が行う過疎地域自立促進のための対策の大綱であるとともに、市町村計画及び都道府県計画の策定指針

2. 過疎地域自立促進市町村計画（過疎法 § 6条）

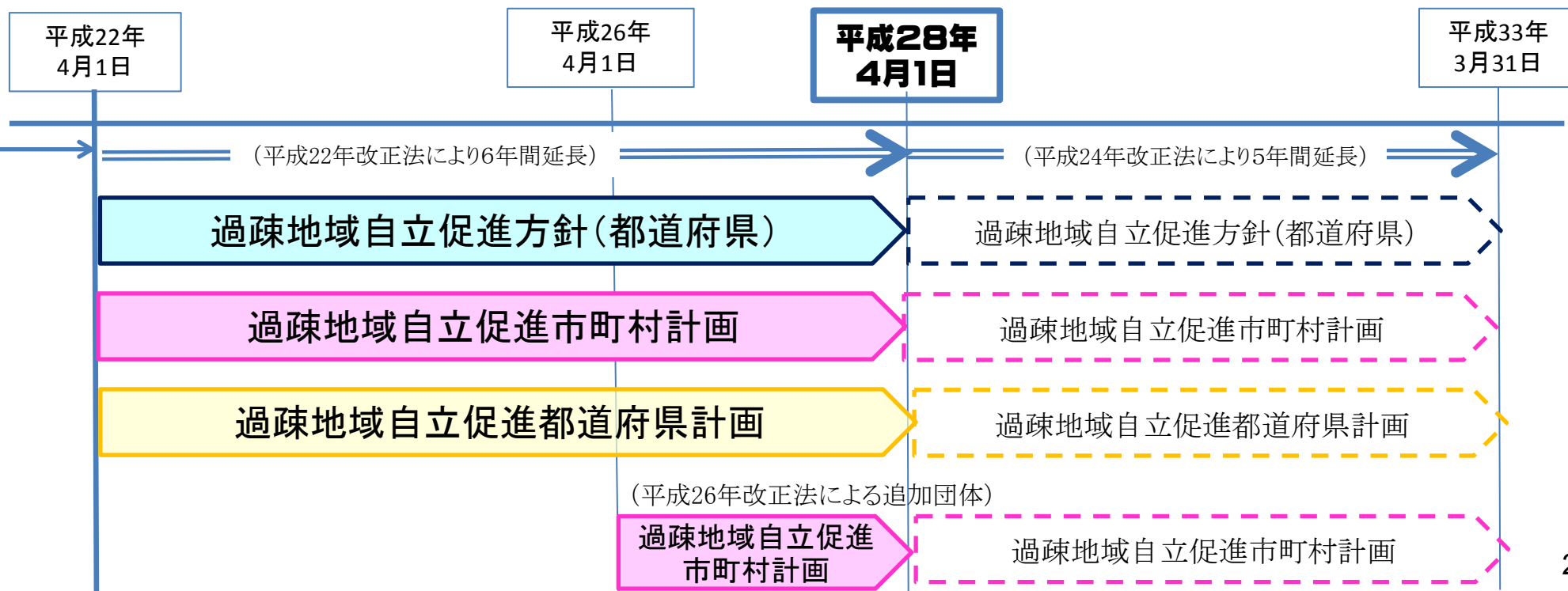
過疎地域市町村の総合的、計画的な自立促進を図るための総合計画、地域計画

3. 過疎地域自立促進都道府県計画（過疎法 § 7条）

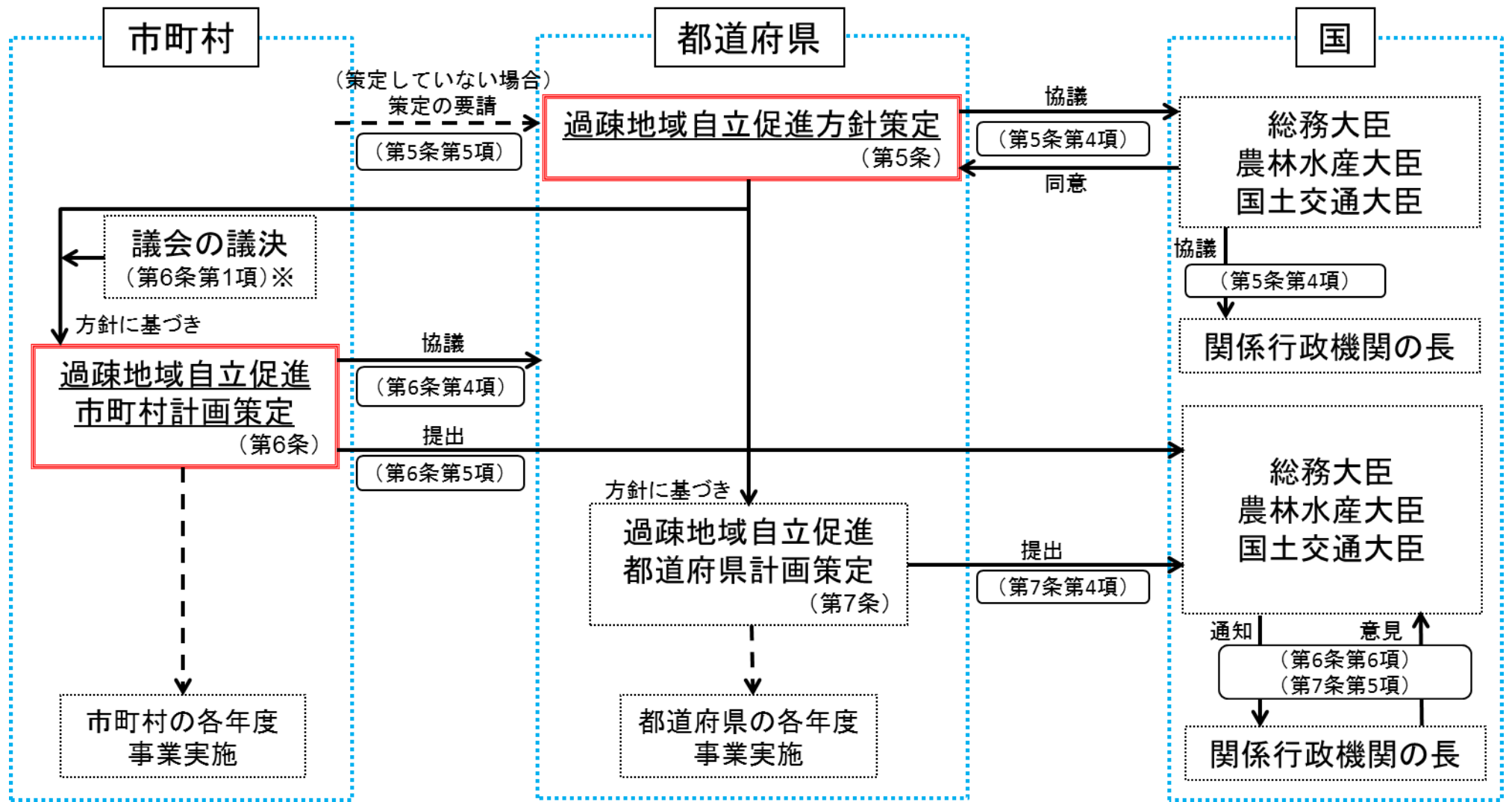
都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画

○ 平成22年過疎法改正により、法の期限が平成22年3月末日から平成28年3月末日まで、6年間延長されたため、各団体は、6年間の方針・計画を策定済み。さらに、平成24年過疎法改正により、法の期限が平成28年3月末日から平成33年3月末日まで、5年間延長。

○ 平成27年度は、現方針・計画の最終年度であり、平成28年度以降の新たな方針・計画を策定する年度



過疎地域自立促進計画等の策定フロー図



過疎地域自立促進計画策定状況等について（平成28年3月1日現在）

過疎地域自立促進方針

過疎関係46都道府県中、全団体が平成28年2月までに策定済み（うち1団体は平成26年度に策定済み）。

過疎地域自立促進市町村計画

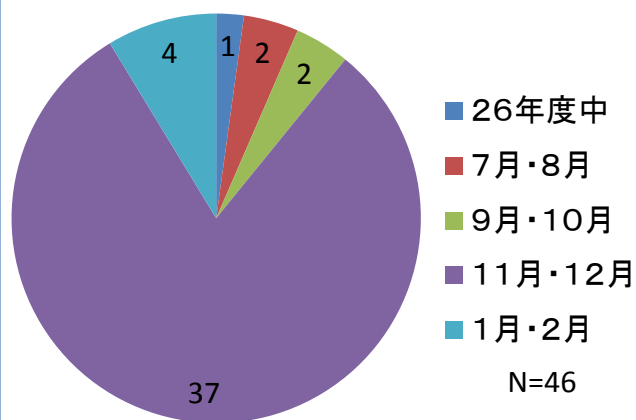
過疎関係市町村797団体中、76団体（9.5%）が平成27年12月までに策定済み（うち1団体は平成26年度に策定済み）。平成28年3月末までに794団体（99.6%）が策定予定。選挙などの事情により、平成28年度に策定予定の団体が2団体。策定予定のない団体が1団体。

過疎地域自立促進都道府県計画

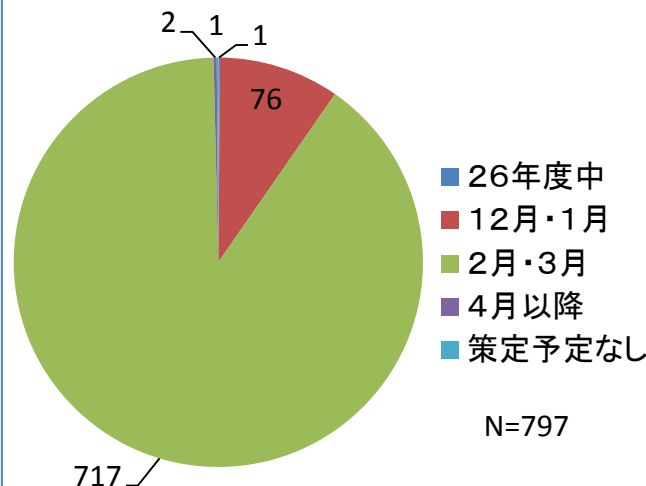
過疎関係46都道府県中、5団体（10.9%）が平成27年12月までに策定済み。平成28年3月末までに43団体（93.5%）が策定予定。平成28年度に策定予定の団体が1団体。過疎地域のみを対象にした事業がない等の理由により、策定予定のない団体が2団体。

策定状況（予定）

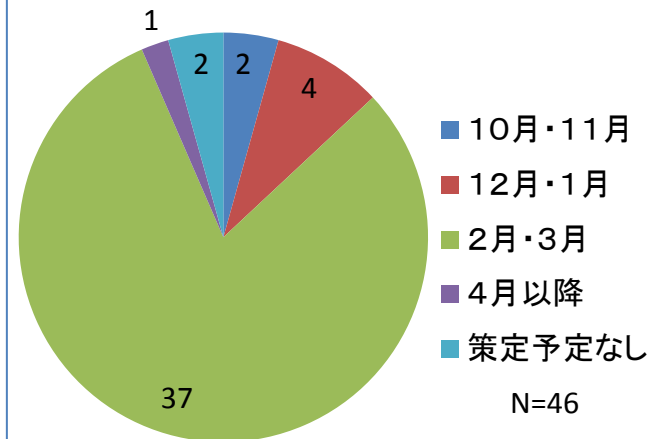
過疎地域自立促進方針



過疎地域自立促進市町村計画



過疎地域自立促進都道府県計画



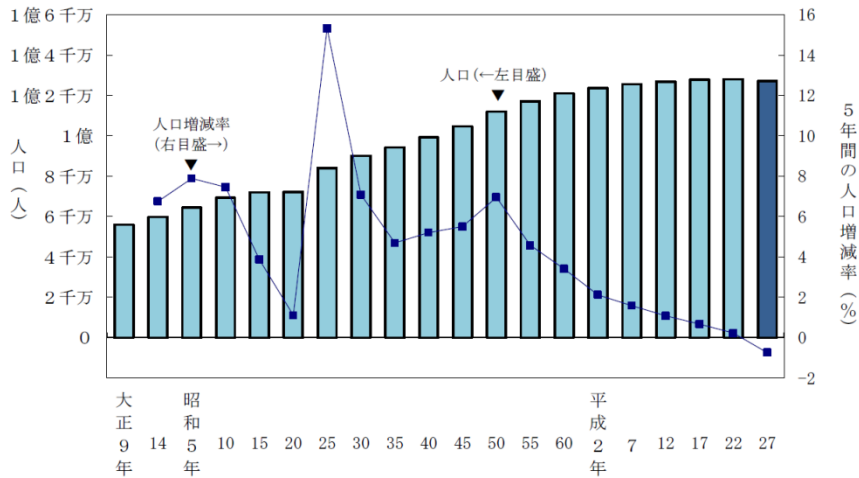
※都道府県への照会結果に基づく平成28年3月1日時点の策定状況（予定）。

平成27年国勢調査人口速報集計結果（概要）

1. 全国の人口

- 全国の人口は1億2,711万人
- 平成22年から94万7,000人減少（▲0.7%）
- 大正9年の調査開始以来、初めての減少

人口及び人口増減率の推移（大正9年～平成27年）



人口の推移（大正9年～平成27年）

年次	人口 (千人)	5年間の人口増減		年平均人口増減率 (%)	年次	人口 (千人)	5年間の人口増減		年平均人口増減率 (%)
		増減数 (千人)	増減率 (%)				増減数 (千人)	増減率 (%)	
大正9年(1920年)	55,963	-	-	-	昭和45年(1970年)	104,665	5,456	5.5	1.08
14年(1925年)	59,737	3,774	6.7	1.31	50年(1975年)	111,940	7,274	7.0	1.35
昭和5年(1930年)	64,450	4,713	7.9	1.53	55年(1980年)	117,060	5,121	4.6	0.90
10年(1935年)	69,254	4,804	7.5	1.45	60年(1985年)	121,049	3,989	3.4	0.67
15年(1940年)	71,933	2,679	3.9	0.76	平成2年(1990年)	123,611	2,562	2.1	0.42
20年(1945年)	72,147	780	1.1	0.22	7年(1995年)	125,570	1,959	1.6	0.31
25年(1950年)	84,115	11,052	15.3	2.89	12年(2000年)	126,926	1,356	1.1	0.21
30年(1955年)	90,077	5,962	7.1	1.38	17年(2005年)	127,768	842	0.7	0.13
35年(1960年)	94,302	4,225	4.7	0.92	22年(2010年)	128,057	289	0.2	0.05
40年(1965年)	99,209	4,908	5.2	1.02	27年(2015年)	127,110	-947	-0.7	-0.15

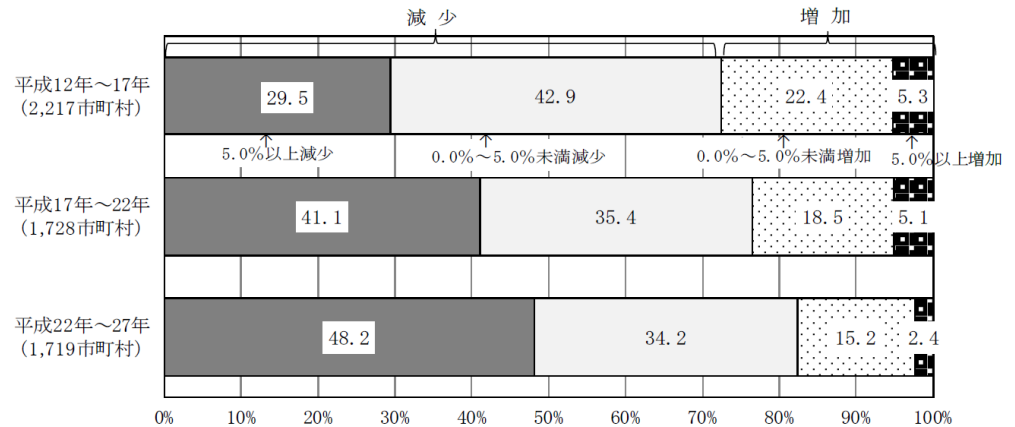
(注) 昭和20年は人口調査結果による。沖縄県は含まない。

昭和15年及び20年の人口は、現在の調査の対象に合わせて補正している（詳細は、結果の概要2ページ表1-1参照）。

2. 市町村の人口

- 全国1,719市町村のうち、1,416市町村（82.4%）で人口が減少
- ▲5%以上減少した市町村の割合が約半数（48.2%）に拡大

人口増減率階級別市町村数の割合（平成12年～平成27年）



注) 東京都特別区部は1市として計算

人口増減率階級別市町村数の割合（平成12年～平成27年）

人口増減率階級	市町村数					市町村数の割合(%)				
	平成12年～17年 ¹⁾	平成17年～22年	平成22年～27年			平成12年～17年 ¹⁾	平成17年～22年	平成22年～27年		
			総数	市	町村			総数	市	町村
総数	2,217	1,728	1,719	791	928	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人口増加	613	407	303	194	109	27.6	23.6	17.6	24.5	11.7
20.0%以上	3	1	1	0	1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
10.0%～20.0%未満	19	17	10	3	7	0.9	1.0	0.6	0.4	0.8
5.0%～10.0%	95	70	31	15	16	4.3	4.1	1.8	1.9	1.7
2.5%～5.0%	181	107	80	47	33	8.2	6.2	4.7	5.9	3.6
0.0%～2.5%	315	212	181	129	52	14.2	12.3	10.5	16.3	5.6
人口減少	1,603	1,321	1,416	597	819	72.3	76.4	82.4	75.5	88.3
0.0%～2.5%未満	411	280	260	181	79	18.5	16.2	15.1	22.9	8.5
2.5%～5.0%	539	331	328	187	141	24.3	19.2	19.1	23.6	15.2
5.0%～10.0%	553	560	601	208	393	24.9	32.4	35.0	26.3	42.3
10.0%～20.0%	96	146	212	21	191	4.3	8.4	12.3	2.7	20.6
20.0%以上	4	4	15	0	15	0.2	0.2	0.9	0.0	1.6

注) 東京都特別区部は1市として計算

1) 東京都三宅村は総数にのみ含まれている。

(出典:総務省統計局)

過疎地域の人口（H27国調速報値）について

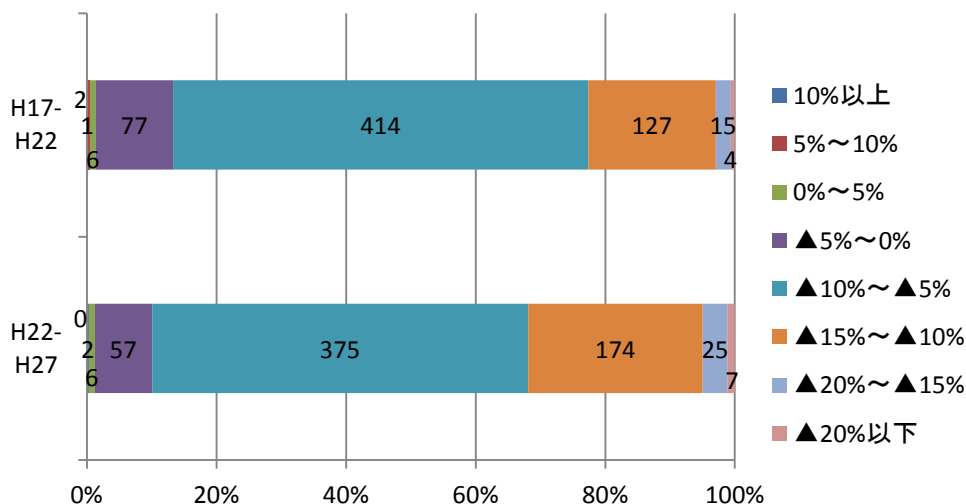
- 過疎関係市町村（H27.10.1）の人口は、約931万6,000人
- 平成22年から約76万5,000人減で、▲7.6%減
- 過疎関係市町村のうち、31.9%（206市町村）が▲10%以上の人口減

※過疎関係市町村とは、全域過疎（616市町村）及びみなし過疎（30市町村）の市町村のみ（一部過疎（151市町村）は除く）

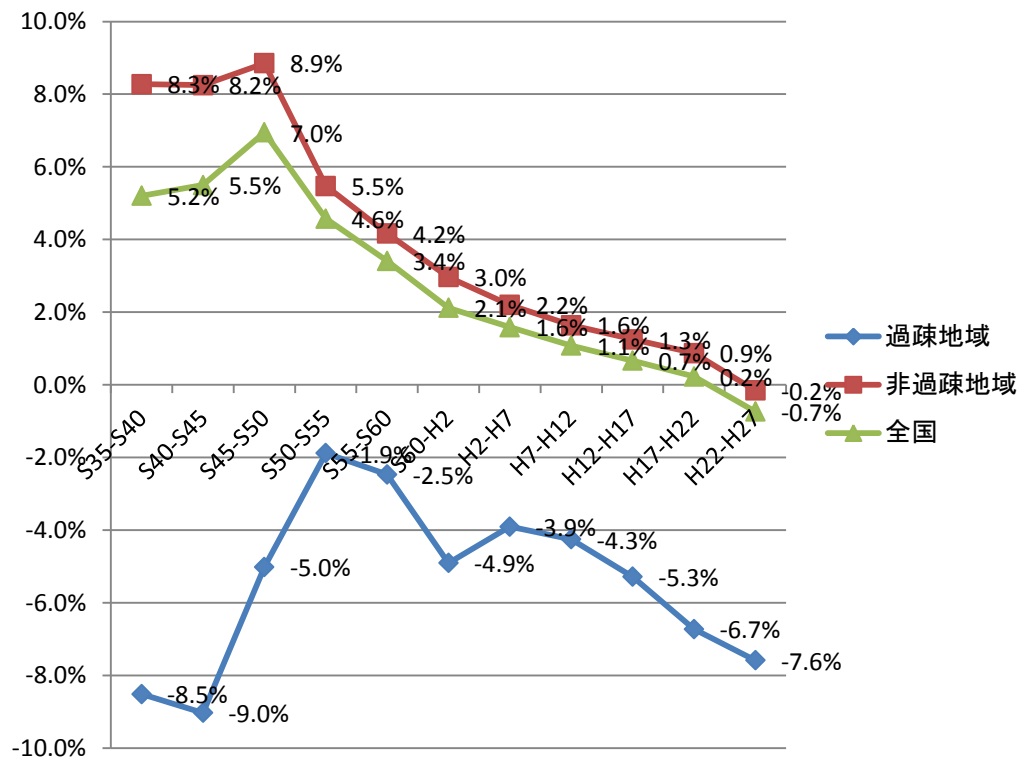
過疎地域の状況

	（過疎関係市町村）	（全国）	（過疎地域割合）
人口(千人)【平22国調】	10,081	128,057	7.9%
↓			
【平27国調速報値】	9,316	127,110	7.3%
5年間人口減少率(%)	▲7.6%	▲0.7%	

過疎地域の人口増減率階級別市町村数



5年間人口増減率の推移 （全国、過疎地域、非過疎地域）



（備考）①増減率は、『国勢調査人口』より算出。

②過疎地域は平成27年4月1日時点(797市町村)であるが、一部過疎団体については過疎地域分の人口のデータがないため、実績及び推計ともに非過疎地域に分類している。

Ⅲ 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏)の維持

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立(地域運営組織の形成)、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり(「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持))を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■ 小さな拠点(地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場)の形成数:1,000か所を目指す

■ 住民の活動組織(地域運営組織)の形成数:3,000団体を目指す

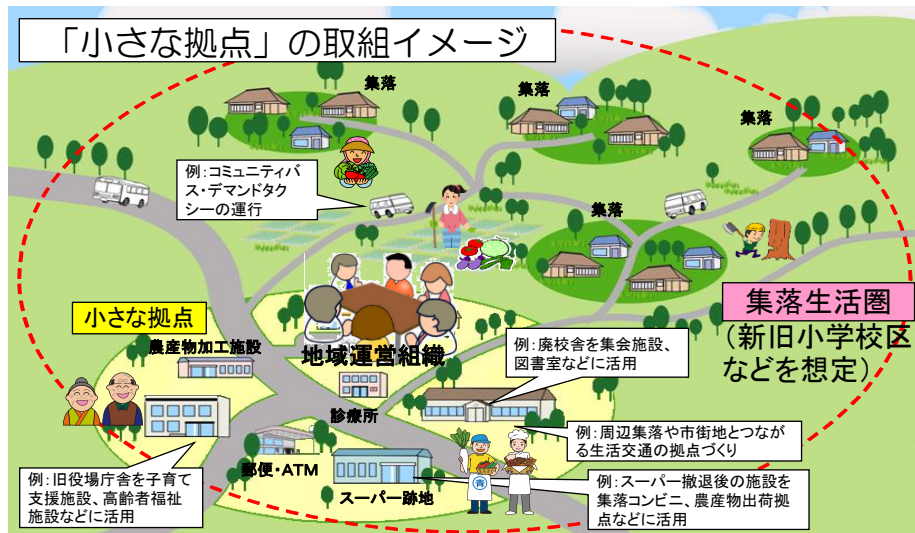
【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

(略)また、地域住民の主体的な地域づくりへの参画から事業の実施までの一連のプロセスを各地で進めていくため、関係府省庁が連携した取組の推進、地方公共団体への説明会の開催等による普及等を行ってきた。今後、各府省庁の事業等による「小さな拠点」の形成支援をはじめ、関係府省庁による連携した支援の維持・強化を図るとともに、「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)に取り組む上で参考となる手引書の活用を促進する。また、地域の取組の実践に向けて参考となる事例紹介等を行うフォーラムの開催や、先駆的な取組を行う地方公共団体との連携を進め、「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)の取組を促進する。

「小さな拠点」の形成推進

○中山間地域等において、将来にわたり地域住民が暮らし続けることができるよう、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制（地域運営組織）づくりや活動・交流拠点の強化、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等による利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進



小さな拠点の形成プロセス

地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成

地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立
(地域運営組織の形成)

地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保
(機能等の集約・確保、交通ネットワークの形成等)

地域における仕事・収入の確保

＜支援の概要＞

○「小さな拠点」の形成に取り組む市町村や地域運営組織をソフト・ハードの両面から支援

	ソフト事業（※1）	ハード事業（※2）
対象事業（取組例）	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者サロンの開設 ボランティアチェーン等と連携した買物機能の確保 デマンドバス・タクシーの運行 特産品の開発や6次産業化による高付加価値化 田舎暮らし体験等による都市との交流産業化 等 	既存公共施設を活用した施設の再編・集約に係る改修等 （例） <ul style="list-style-type: none"> 旧役場庁舎を子育て支援施設、高齢者福祉施設などに活用 廃校舎を集会施設、図書室などに活用等
補助率	定額（2,000万円以内）	1/2以内

＜事業申請手続き＞

「「小さな拠点」形成支援に関する事業の募集について」（統一様式）に基づき、内閣府地方創生推進室へ必要書類を提出

※1 総務省 過疎地域等集落ネットワーク圏形成事業

※2 国交省 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援する。

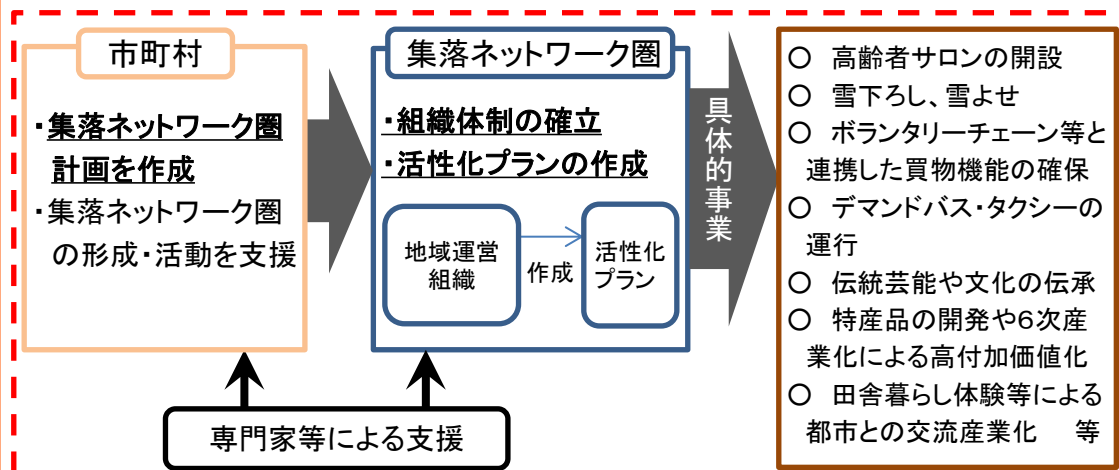
集落ネットワーク圏における取組イメージ



※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1) 事業実施主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織)
 ※ 交付金の申請は市町村が行う。
- (2) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (3) 平成28年度予算(案) 400,000千円
- (4) 対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業



地域運営組織について

平成26年度暮らしを支える地域運営組織に関する研究会報告書（抜粋）

(1) 地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

(2) 活動実態

- 活動範囲は「小学校区」（概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア）
- 全国の1/4の市町村に1,600を超える組織があり、さらに8割を超える市町村が必要性を認識
- 約7割が法人格を持たない任意団体で、残り約3割の大半がNPO法人
- 主な活動内容は高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買い物支援など幅広い
- 主な収入源は市町村補助金、会費、利用料であり、財政基盤が脆弱
- 地域の有志や組織、団体で構成される地域に根ざした組織であり、人材不足が課題

平成28年度における地方財政措置（市町村500億円）

(1) 地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費を計上

(2) 高齢者等の暮らしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等）に係る所要の経費を計上